

「みやぎ太陽光発電施設実態調査及びデータベース作成等業務」質問に対する回答

令和5年4月5日

No	募集要領・仕様書 関連箇所	質問	回答
1	仕様書 4 (4) 太陽光発電施設の設置・維持管理等に関する本県への技術的・専門的な支援	「技術的・専門的な知見を持つ者」及び「外部の有識者」について、再委託は問題ないでしょうか。	事前に県と協議の上、適切と判断された者に対してであれば、再委託は可能です。
2		1人以上配置が求められる「土砂災害の発生防止等の太陽光発電施設の適切な技術的・専門的な知見を持つ者」について、具体的に想定する資格・経歴等があればご教示ください。	土木系の知見を持つ「技術士」及び電気系の知見を持つ「一級電気施工管理技士」等の国家資格又はこれに準ずる資格を有する者を想定しています。
3		「外部の有識者」について、具体的に想定する機関等があればご教示いただきたい。	特に土砂災害の防止に関する視点が重要であると考えており、地盤工学を研究分野とする大学教授等を想定しています。
4		「必要に応じて」とありますが、年間を通してどの程度の頻度あるいは回数を想定していますでしょうか。	特に土砂災害の危険性が高いと考えられる場合等を想定しており、年間10件程度を想定しています。
5	仕様書 8 その他留意事項	実態調査や現地確認において、本件の委託業者である旨が判別できる身分証明書の発行は可能でしょうか。設備所有者等とのトラブルを避けるために所持しておきたいと考えます。	県は受託者に対し、委託事業者として選定されたことを証する書類を交付します。個人の身分証明書については受託者側で対応してください。